

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|--------|----------------------------------|
| 件 名 | 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知業務の委託等について |
|--------|----------------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部医療保険年金課国保給付係）

事業の概要

| | |
|-------------|--|
| 事業名 | 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の発送 |
| 担当課 | 医療保険年金課 |
| 目的 | 国民健康保険被保険者の一部負担金の軽減及び国民健康保険財政の健全化 |
| 対象者 | <p>国民健康保険被保険者（後発医薬品（以下「ジェネリック医薬品」という。）の未使用者に限る。）のうち、次に掲げる事項に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活習慣病に係る医薬品の投薬を行っていること。 2 上記1の医薬品からジェネリック医薬品への切替えにより、月額100円以上の差額の発生が見込まれること。 |
| 事業内容 | <p>ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同等の品質、安全性を持つ低価格な医薬品である。</p> <p>そのため、区では、ジェネリック医薬品を被保険者負担の軽減及び国民健康保険財政の健全化に資するものとして普及促進に取り組んでいるところである。</p> <p>具体的には、医療保険年金課及び特別出張所の窓口において、「ジェネリック医薬品希望カード」を配布するとともに、区ホームページ及び小冊子「くらしと国保」（ジェネリック医薬品希望カード付）において、広く周知を行ってきた。</p> <p>平成26年度からは、さらに国民健康保険被保険者証に貼付できる「ジェネリック医薬品希望シール」を配布している。</p> <p>今後、これらの取組みに加え、上記対象者（以下「対象者」という。）がジェネリック医薬品を利用した場合にどれだけの差額が生じるのかという内容を対象者一人ひとりに通知することとする。</p> <p>これらの取組み全体を通して、ジェネリック医薬品の利用をより一層促進し、被保険者の負担をより軽減するとともに、国民健康保険財政の健全化を図っていくこととする。</p> <p>なお、「後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知業務」については、「新宿区診療報酬及び調剤報酬に係る審査及び支払事務」（以下「診療報酬等の審査支払事務」という。）の受託事業者である東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託することとする。</p> <p>【利用差額通知業務】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通知の回数（時期） 年3回（7月、10月、2月）予定 2 対象者数 約8,000人 3 業務実施の方法 <ol style="list-style-type: none"> ① 委託先は、委託先が管理する「調剤報酬明細書及び診療報酬明細書（院内処方のみ）」から対象者を抽出する。 ② 委託先は、上記①により抽出した対象者についてデータ作成を行うとともに、あて先明記の通知（圧着はがき）の印刷（出力）を行う。 ③ 委託先は、上記②により作成した対象者データ（電磁的媒体）及び印刷した通知（圧着はがき）を区に納品する。（上記年3回） ④ 区は、上記③により納品された対象者データ及び通知に関し、資格異動・外字等について点検・確認を行う。 ⑤ 区は、上記④による確認後、適正と認める通知を対象者あてに発送する。 ⑥ 委託先は、上記③により納品した通知に係る対象者について、当該納品の2か月後から1年間におけるジェネリック医薬品に利用に係る差額状況を把握し、集計表（差額効果集計表、差額効果合計額表、差額効果明細表【個人集計】）をデータ作成する。 |

件名 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知業務の委託について

| | |
|---------------------------------|--|
| 保有課(担当課) | 医療保険年金課 |
| 登録業務の名称 | 国民健康保険 |
| 委託先 | 東京都国民健康保険団体連合会 |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | 【対象者に係る情報項目】 別紙1のとおり |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 紙及び電磁的媒体 |
| 委託理由 | 診療報酬等の審査支払事務の受託者である上記委託先に本件業務も委託することにより、的確かつ迅速に本件業務を遂行することができ、取り扱わせる個人情報も必要最低限にすることができる。 |
| 委託の内容 | <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先が管理する「調剤報酬明細書及び診療報酬明細書(院内処方のみ)」から対象者を抽出する。 2 上記1により抽出した対象者についてデータ作成を行うとともに、あて先明記の通知(圧着はがき)の印刷(出力)を行う。 3 上記2により作成した対象者データ(電磁的媒体)及び印刷した通知(圧着はがき)を区に納品する。 4 上記3により納品した通知に係る対象者について、当該納品の2か月後から1年間におけるジェネリック医薬品に利用に係る差額状況を把握し、集計表をデータ作成する。 |
| 委託の開始時期及び期限 | 平成26年5月(本審議会了承後の契約締結日)から平成27年3月31日まで(以降継続) |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区と国保連との間の契約書には、「特記事項(別紙2及び別紙3)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 国保連と再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙3)」を付す。 3 区職員が、必要に応じ、立入調査を実施する。 |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策 | <p>次に掲げる規程に基づき、個人情報の保護を図るため、個人情報の目的外利用の禁止、法令に基づかない個人情報の外部提供・閲覧の禁止、個人情報データ保管基準、データ保護管理者の設置等により保護措置を講じることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都国民健康保険団体連合会個人情報保護に関する規則(平成元年12月制定) 2 東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程(平成元年12月制定) 3 東京都国民健康保険団体連合会レセプト管理規則(平成23年7月制定) |

(処理させる情報項目)

(1) 診療報酬明細書(院内処方がある場合)

保険者番号、診療年日、医療機関名、保険種別(入院・外来・給付割合)、
被保険者情報(記号・番号)、受診者情報(氏名・性別・生年月日)、傷病名、
診療開始日及び診療実日数・入院期間、診療報酬点数、投薬・処方・薬剤名、
処置内容、一部負担金額

(2) 調剤報酬明細書

保険者番号、調剤年月日、薬局名、保険種別(入院・外来・給付割合)、
被保険者情報(記号・番号)、受診者情報(氏名・性別・生年月日)、
処方医療機関名、処方年月日及び調剤年月日、
処方内容(医薬品名・規格・用法)、調剤点数・調剤数量、一部負担金額

(3) 上記(1)及び(2)以外の被保険者情報

住所(送付先の変更があった場合は、送付先住所)、
資格取得・喪失の年月日、
ジェネリック医薬品を利用した場合の一部負担金削減額及び代替可能薬品
名、差額効果明細表(個人集計)

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 10 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対し

て、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。

ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

11 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

12 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

13 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

（業務に関する報告）

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従業員に対する教育）

16 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

19 乙は、第 1 項から第 1 7 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 甲 新宿区長
 - (2) 乙 東京都国民健康保険団体連合会理事長
 - (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

9 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

12 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

13 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

14 丙は、丙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

15 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導)

16 甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表)

17 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

18 丙は、第1項及び第3項から第16項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

件名 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知業務の再委託について

| | |
|----------------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 医療保険年金課 |
| 登録業務の名称 | 国民健康保険 |
| 委託先(再委託先) | <p>【委託先】 東京都国民健康保険団体連合会</p> <p>【再委託先】 株式会社 NTTデータ</p> <p>※ 上記再委託先は、診療報酬等の審査支払事務の再委託先と同様である。</p> |
| 再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | <p>【対象者に係る情報項目】 別紙1のとおり</p> |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 紙及び電磁的媒体 |
| 再委託理由 | 診療報酬等の審査支払事務等において、国保連は、データ入力、データ帳票出力・作成等のシステム処理業務を委託している(再委託)。本件業務は、診療報酬等の審査支払事務の受託先である国保連に委託するものであり、本件業務と診療報酬等の審査支払事務は相互に関連しているため、診療報酬等の審査支払事務と同様に、上記再委託先に再委託することとする。 |
| 再委託の内容 | <ol style="list-style-type: none"> 委託先が管理する「調剤報酬明細書及び診療報酬明細書(院内処方のみ)」から対象者を抽出する。 上記1により抽出した対象者についてデータ作成を行うとともに、あて先明記の通知(圧着はがき)の印刷(出力)を行う。 国保連が納品した通知に係る対象者について、当該納品の2か月後から1年間におけるジェネリック医薬品に利用に係る差額状況を把握し、集計表をデータ作成する。 <p>※ 1から3までの業務内容については、上記「データ入力、データ帳票出力・作成等のシステム処理業務」の一環として行うものである。</p> |
| 再委託の開始時期及び期限 | 平成26年5月(審議会了承後の契約締結日)から平成27年3月31日まで(以降継続) |
| 委託(再委託)にあたり区が行う情報保護対策 | <ol style="list-style-type: none"> 区と国保連との間の契約書には、「特記事項(別紙2及び別紙3)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 国保連と再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙3)」を付す。 区職員が、必要に応じ、立入調査を実施する。 |
| 受託事業者・再受託事業者に行わせる情報保護対策 | 再委託については、東京都国民健康保険団体連合会個人情報保護に関する規則及び東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程に基づき、適正管理させる。 |